平成２２年（フ）第１０７号
北海道虻田郡豊浦町字浜町17番地２　浜町第二団地Ｃ―213
債務者　本間　涼子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
北海道伊達市山下町178番地54
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
北海道登別市札内町240番地１
債務者　佐々木香織
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
岩手県北上市大堤北２丁目３番３―344号県営大堤アパート
債務者　阿部　夏子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４４号
盛岡市紅葉が丘11番５号、旧住所盛岡市浅岸３丁目１番15号　プチハウス花梨Ｃ101号
債務者　立花真由美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７３号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第28地割76番地71
債務者　柳本　光一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７７号
盛岡市上米内字赤坂５番地２
債務者　上関　　亮
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７８号
盛岡市上米内字赤坂５番地２
債務者　上関　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０５号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第９地割38番地５
債務者　佐藤　愛美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２号
山形県鶴岡市大西町42番32号　ＲＯＣ　裕大西１－１
債務者　池田　弘和
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６３号
山形県鶴岡市大塚町25番７号　梅木ハイツＤ、住民票上の住所山形県鶴岡市稲生１丁目６番50号
債務者　難波　みさ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６６号
山形県鶴岡市大西町15番１号
債務者　石川　敏彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６７号
山形県鶴岡市大西町15番１号
債務者　石川　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７０号
山形県鶴岡市城北町２番17号
債務者　長谷川富子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８２号
山形県東田川郡三川町大字横川字上小荒15番地
債務者　奥田　祐一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８３号
山形県東田川郡三川町大字横川字上小荒15番地
債務者　奥田　千恵
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１７３号
福島県いわき市小名浜岡小名２丁目３番地の19
債務者　古川美恵子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　福島地方裁判所いわき支部